

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月

長野県大鹿村

大鹿村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日
大 鹿 村
大鹿村教育委員会

大鹿村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、大鹿村、大鹿村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、管理職と各課の男性・女性職員含めた検討委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議をする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

*目標 1 平成 32 年度までに、採用者に対する女性職員の割合を平成 27 年度実績の 25%から 35%以上にする。

*目標 2 平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を平成 27 年度実績の 9%から 20%以上にする。

*目標 3 平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 27 年度実績 20.4%から 30%以上にする。

*目標 4 平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 10%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取り組みは女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

*取組 1 職員募集の際に男女の区別なく、魅力のある職場環境であることをお知らせしていく。

*取組 2 平成 28 年度以降、村では職員の人事評価を導入していく。個々の能力の評価を反映しながら企画、財政、人事等多様なポストへ女性の運用を検討していく。

*取組 3 平成 28 年度以降、各課で事務事業の見直しを行い、個々の職員の業務量について平準化を図る。各職員は年次休暇の目標を定め、管理職は職員の休暇取得に協力するように徹底を図る。

*取組 4 平成 28 年度以降、該当する男女若年層職員に、管理職等により面談を行い、育児休業、配偶者出産休暇等の取得に対しての説明を行い、男性職員にも積極的な活用を勧める。